

長野県警察 SNS 運用業務候補者審査要領

1 趣旨

この要領は、「長野県警察 SNS 運用業務」に係るプロポーザル実施公告に基づいて応募があった企画提案を審査し、業務を請け負う候補者（以下「候補者」という。）を選定するために必要な事項について定める。

2 審査委員会の設置

上記 1 の候補者を選定するために「長野県警察 SNS 運用業務企画提案審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

3 審査委員会の構成

- (1) 審査委員会は別添の委員をもって構成する。
- (2) 審査委員会の委員長は、警務課長とする。また、副委員長は、警務課長が別に指名する者をもって充てる。
- (3) 副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときに、その職務を代理する。
- (4) 審査委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (5) 審査委員会において、委員長が必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (6) この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

4 審査方法及び選定基準

審査方法及び選定基準は別に定める。

5 選定の方法

プレゼンテーション審査を行い、各審査委員の採点点数を合計し、最も合計得点の高い者を候補者として選定する。

上記によっても候補者が決定しない場合は、協議の上、委員長が指名する者をもって候補者とする。

なお、全審査委員の採点結果において、「不可」の採点があった場合は、原則として選定しない。

6 審査日程

企画提案書提出期限	令和 8 年 5 月 22 日（金）午後 5 時（必着）
プレゼンテーション審査	令和 8 年 6 月 1 日（月）

**長野県警察 SNS 運用業務
企画提案審査方法及び選定基準**

1 審査の概要

審査は、「長野県警察 SNS 運用業務候補者審査要領」に定める審査委員会の委員（以下「審査委員」という。）により、プレゼンテーション審査を行い、企画提案を選定する。

2 審査対象

プレゼンテーション審査

企画書及び添付書類について、プレゼンテーション内容を参考に審査する。

3 審査方法

(1) 採点方法

各審査委員は「(2)評価基準」により、次の5つの項目について評価を行い採点する。

ア 項目1【全体コンセプト】

企画全体の考え方、コンセプト、オリジナリティ、デザインを評価する。

イ 項目2【Instagram投稿】

発信力、妥当性、効果を評価する。

ウ 項目3【データ分析】

現状や課題を理解し、具体的かつ効果的な分析を提案しているか評価する。

エ 項目4【実施体制及び過去の実績】

提案された企画の体制及び実現性、類似の過去実績を評価する。

オ 項目5【費用の妥当性】

見積り内容の妥当性、費用対効果を評価する。

(2) 評価基準と配点

評価は、別添「長野県警察 SNS 運用業務企画提案審査基準」を用いて5段階で行い、「普通」を基本として、普通より優れているものは「良」、特別に優れていると判断できるものは「優」、さほど評価できないものは「可」、特別に評価できないものは「不可」とする。

配点は、次のとおりとする（1提案者（1審査委員）当たり：100点満点）。

項 目	不可	可	普通	良	優
1 全体コンセプト	4	8	12	16	20
2 Instagram投稿	6	12	18	24	30
3 データ分析	6	12	18	24	30
4 実施体制及び過去の実績	2	4	6	8	10
5 費用の妥当性	2	4	6	8	10